

# 宿泊約款

## 第1条 適用範囲

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款の定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

## 第2条 宿泊契約の申込

- 当ホテルに宿泊契約の申し込みをされる方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - 宿泊者名
  - 宿泊日及び到着予定時刻
  - お客様の連絡先
  - その他ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## 第3条 宿泊契約の成立等

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立したものとします。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間分の宿泊料金を限度として当ホテルが定める申込金を、宿泊開始前までにお支払いいただきます。
- 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金を充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により、当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し申込金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## 第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申込を承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日の指定をしなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 第5条 宿泊契約締結の拒否

- 当ホテルは次にあげる場合、宿泊契約の締結に応じない場合があります。
  - 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
  - 満室により客室の余裕がないとき。
  - 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
  - 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
    - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - 宿泊しようとする者が、明らかに伝染病であると認められるとき。
  - 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - 天災、施設の故障、その他やむをえない事由により宿泊ができないとき。
  - 宿泊しようとする者が、過去において、宿泊料金を未精算であるとき。ただし、精算があっても当ホテルは第5条各号にもとづき宿泊を拒否することがあります。
  - 宿泊しようとする者が泥酔等で他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる時。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をした時。(旅館業法施行条例第5条)
  - 東京都旅館業法施行条例の規定にもとづく。

## 第6条 宿泊客の契約解除権

- 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。
- 当ホテルは宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の24時(予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 第7条 当ホテルの契約解除権

- 当ホテルは、次にあげる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
  - 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行をしたと認められるとき。
  - 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - 宿泊客が明らかに伝染病者であると認められるとき。
  - 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - 天災等不可抗力に起因する事由により、宿泊ができないとき。
  - 宿泊客が泥酔等により、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき、または、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があったとき。
  - 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
  - 宿泊する権利を譲渡し、または譲渡しようとしたとき。
  - この約款又は当ホテルの利用規則に違反したとき。
  - 東京都旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
- 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 第8条 宿泊の登録

- 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
  - 宿泊客の氏名、性別、住所、連絡先及び職業
  - 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日(チェックインの際、パスポートをコピーさせていただきます)
  - 出発日及び出発予定時刻
  - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が第12条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等、通貨によらない方法で行おうとするときは、予め前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## 第9条 客室の使用時間

- 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、到着日の午後2時から出発日の午前11時までとします。
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定めるチェックアウトタイム後の客室の使用に応じる事があります。この場合には次にあげる追加料金を申し受けます。
  - 午後4時まで

スタンダードルーム・コンパクトツインルーム	1時間延長毎に1,000円(税込み)
スーパーアツインルーム・ユータリティツインルーム	1時間延長毎に1,500円(税込み)
  - 午後4時以降は室料金の100%

## 第10条 利用規則の厳守

1. 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 第11条 営業時間

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は、備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーションブック等でご案内いたします。

## 第12条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国政府の定める指定通貨又は当ホテルが認める宿泊券、クレジットカード等これに代わりうる方法により宿泊客の出発の際または当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 第13条 当ホテルの責任

1. 当ホテルは宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害が当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。
2. 当ホテルは消防法令を遵守し防火管理に努めておりますが、万一の火災等に処する為、賠償責任保険に加入しています。

## 第14条 契約した客室の提供ができないときの取り扱い

1. 当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供できないときは、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは前項の規定に関わらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は補償料額をもって損害補償額とします。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

## 第15条 寄託物等の取り扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは10万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内お持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

## 第16条 宿泊客の手荷物または携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前にホテルが了解していたときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しいたします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて14日間保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他物品は3ヶ月経過後処分させていただきます。(飲食物・雑誌に関しては、即日処分させていただきます)

3. 第2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

## 第17条 駐車場の責任

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の寄託の如何に関わらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときはその賠償の責めに任じます。

## 第18条 宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当ホテルは当該宿泊客に対しその損害の賠償を求めます。

## 第19条 支配する言語

1. この約款は日本語以外に英語・韓国語・中国語で作成されていますが、約款の各文の間に不一致又は相違があるときは、日本語がすべての点について支配するものとします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第12条第1項関係)  
(朝・夕食を伴わない宿泊施設に適用)

		内容
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	1. 基本宿泊料
	追加料金	2. その他の利用料金
	税金	3. 消費税 4. 宿泊税

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

		契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	9日前	20日前
契約申し込み人数	一般	14名まで	100%	80%	20%		
	団体	15名以上	100%	80%	20%	10%	

- (注) 1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。  
2. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込をお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいたしません。